

令和 4 年

ふれあい通信

第 3 号

2 月 25 日



道路横断時の事故を防ぐ！

令和3年中の県内の交通事故発生状況

発生件数 2,850件(前年比-43件)・死者数 37人(前年比-12人)・負傷者数 3,530人(前年比-25人)

令和3年中に交通事故で亡くなられた方37人について、事故類型別で見ると、人対車両の**横断中**が8人と最も多く、次いで車両相互の出会い頭事故の7人となっています。

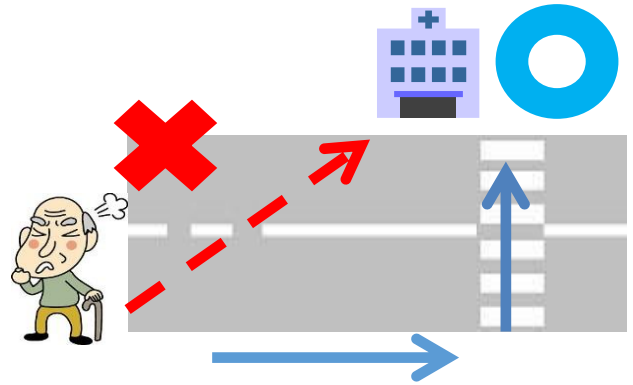


事故を防ぐためには...



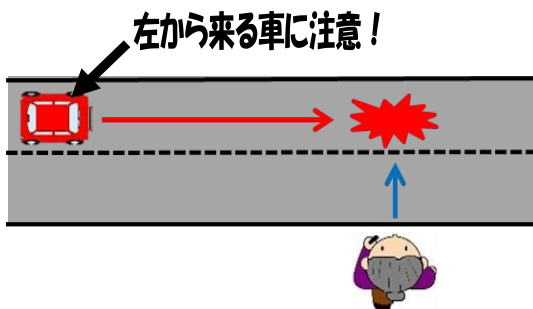
斜め横断はしない！

道路を斜めに横断すると車道にいる時間が長くなり事故にあう危険性が高くなります。少し遠くても横断歩道を渡りましょう。



横断中は特に左から来る車に注意！

遠くに見えている車であっても想像以上に速く走ってきます。左から来る車を確認したら渡るのを止めましょう。



「止まる・見る・待つ」の実践！

- 止まる・・・道路を横断する時や交差点では必ず止まる
- 見る・・・道路を横断する前に車が来ないか左右の安全確認をする
- 待つ・・・近づいてくる車があれば、通りすぎるまで待つ



横断歩道利用者 **ファースト運動** 実施中!

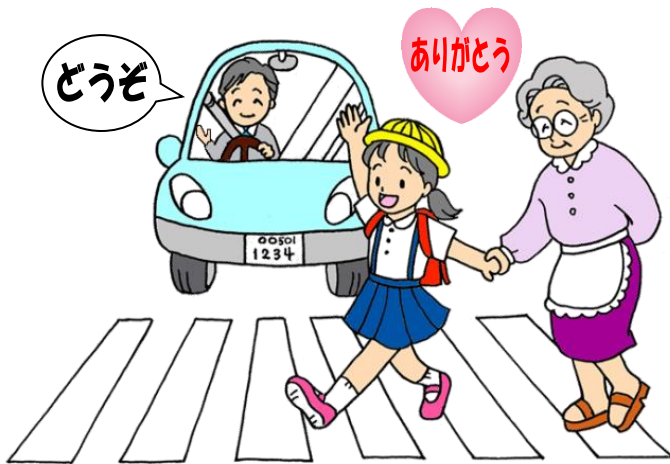


横断歩道利用者 **ファースト運動** とは…

ドライバーと歩行者が互いに交通ルールを守るとともに、「横断歩道は歩行者優先」の原則に基づき、双方が横断歩道上での交通事故防止に向けた **コミュニケーション**（「横断歩道を渡る意思」「道を譲る意思表示」）をとりあうことで、信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保と交通事故防止を図るものです。

ドライバーの
みなさん!

横断歩道は歩行者優先です。横断歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩道等における歩行者等の優先

ドライバーは、横断歩道等により進路前方を横断中または横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。

【罰則】

3月以下の懲役または5万円以下の罰金（過失犯は、10万円以下の罰金）
反則金：普通車（軽四車含む）9,000円 違反点：2点



ドライバーと歩行者がお互いに「思いやる・譲り合う」気持ちが必要です!

その電話、警察からではありません
滋賀県内で「警察官」を騙る詐欺電話が
多数かけられています。

- 通帳やキャッシュカード、銀行印を他人に渡さない
- 暗証番号を他人に教えない
- 不審な電話があればすぐに家族や最寄りの警察署へ相談する
- 固定電話は常時留守番電話といった対策をお願いします。



これ以上被害が
拡大しないように
キャッシュカードを
お預かりします

●警察署の×です。
あなたの銀行口座の
情報が漏洩しています。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp